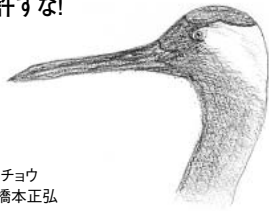


☆公害による健康被害を許すな!
☆自然環境・生活環境の破壊を許すな!



タンチョウ
画:橋本正弘

大阪から公害をなくす会 ニュース

大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19
内本町松屋ビル10 370号
TEL 06-6949-8120
FAX 06-6949-8121
E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp
URL http://oskougai.com/
発行責任者 芹沢 芳郎
年間購読料一部2,000円(送料共)
郵便振替 00910-7-300387

測定方法が変わってNO₂濃度は低くなった!?

大阪市環境局との懇談会から

7年に並行試験を実施したが、問題がなかったと確認した。」

Q③測定装置の保守点検の内容やそれらの記録があるか。

A③記録は3〜5年程度保管している。(情報開示している)

Q④2010年はNO_x・PM

法による総量削減計画の目標年度であり、環境基準達成・未達成の評価が重要となるが、どの数値で報告するのか。

A④乾式法で得られたデータで評価していく。

上記に関連し、意見交換をしました。

測定法の変更と測定データについて

市『測定方法をこれまでの湿式法から乾式法に変えたことによつて、数値が低くなっていることは認める。だが、乾式法による測定は、1996年10月25日に環境省が「大気汚染に関わる環境基準等の改

正」の中で追加したもので、公認の測定法である。ただ、この方法は湿式よりも数値が低く出る傾向にある。』

会『日本の大気汚染環境基準は、湿式法による測定数値によつて設定されている。低く出る測定法に変えたのなら環境基準もその方法に基づく数値に改めるべきではないか。基準を変えるのは当然国の仕事だが、地方自治体には環境基準を守るという義務がある。このような事実を知らながら何の対応もしないのは自治体として怠慢ではないか。環境省に問い合わせたか?』

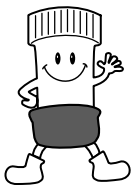
市『環境省は、自治体に任せるとの回答だ。』

NO_x・PM法総量削減計画における未達成地域の評価について市『乾式法によつて得られた数値で評価する。』

会『大気測定は市民の健康を守る上で重要な役割を果たす事業だ。大阪府などは低めの数値を含んで基準達成!と大々的に宣伝している。評価のところに「低めに出る測定法の数値で評価する」と書き入れるべきではないか』

測定法の説明を読むと、『乾式法は湿式法に比べ、測定原理上、選択性の高い測定が行えるほか、吸収液の調整・交換・廃棄の作業が不要であるなど測定機の維持管理も比較的容易であるといった利点があり、世界では主流の測定法となっている』とされています。簡単に、正確な測定ができる方法だと言う訳です。しかし測定法が変わると測定値が食い違う、それも低い側へ食い違うのは大問題です。

大阪市とは、測定経緯に関する情報公開や、他都市との比較など、なお引き続く懇談課題が残っています。環境部局でもリストラや民間委託化がすすんでおり、担当者だけを責められない状況ですが、「正確な測定とそれに基づく環境対策こそ、大阪市の重要な役割だ」という認識に基づく職務を担って欲しい」と言うのが参加者の感想です。



A②『乾式法導入時の199

Q②測定法を変更する際に、測定の一貫性、整合性確保のために並行試験など実施されたか?』

A①『把握していない。』

Q①測定法を変更したことによる数値変化など、大阪市以外の自治体の実情把握をしているか?』